

福岡県公報

平成25年9月13日
第3530号

目次

告示(第1404号-第1425号)

○救急病院でなくなった病院	(医療指導課)	1
○救急病院の認定	(医療指導課)	2
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○指定介護老人福祉施設の指定	(高齢者支援課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	5
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	5
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	6
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6

○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7

公 告

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(建築指導課)	7
○福岡県労働委員会の労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦	(労働政策課)	8
○建築基準法に基づく道路の指定	(建築指導課)	8
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築指導課)	13
○私道の廃止及び変更の承認	(建築指導課)	16
○建築基準法に基づく公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定	(建築指導課)	17
○平成25年度福岡県文化賞被表彰者	(県民文化スポーツ課)	17
○意見募集の結果の公示	(自然環境課)	17

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	18
○教習指導員審査の実施について	(警察本部運転免許試験課)	20

海区漁業調整委員会

○じょれん及びふるいの目合いの制限	(漁業管理課)	21
-------------------	---------	----

告 示

福岡県告示第1404号

次に掲げる病院は、平成25年8月31日付けで、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地
-------	-----

医療法人恒生堂永田整形外科病院

大牟田市原山町1-1

福岡県告示第1405号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
医療法人恒生堂永田整形外科病院	大牟田市不知火町1-6-3	平成25年9月1日から 平成28年8月31日まで

福岡県告示第1406号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年8月23日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 アイレックスガーデン花見東

(2) 所在地 福岡県古賀市花見東一丁目1862番6ほか

3 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

変更前	変更後
-----	-----

住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役 井上 政清
大阪府大阪市北区堂島一丁目5番30号

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
代表取締役 穂積 孝一
東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田 英二 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号	株式会社ゲオ 代表取締役 吉川 恭史 愛知県名古屋市中区富士見町8番8号OMビル

福岡県告示第1407号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年3月15日農林省告示第441号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1408号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和45年3月4日農林省告示第219号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1409号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年8月9日農林水産省告示第1399号（4に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1410号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和43年12月28日農林省告示第2062号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1411号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	73600803	特別養護老人ホームみどり苑ユニット棟	社会福祉法人敬愛会	H25. 9. 1
		福岡県古賀市新原840番地		

福岡県告示第1412号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町原町三丁目501番3及び501番7から501番17まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡粕屋町仲原2525番
粕屋殖産 株式会社
代表取締役社長 篠原 隆盛

福岡県告示第1413号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成25年8月28日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ハローデイ新宮店
(2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町美咲二丁目1番41号
- 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の自動車出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口の数	位置	出入口の数	位置
6	A棟西側、A棟東側、 B棟北東側及びB棟東側	7	A棟西側、A棟東側、 B棟北東側及びB棟東側

福岡県告示第1414号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年8月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人八女SUN・SUN
 - (2) 代表者の氏名
久間 一正
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県八女市上陽町北川内589番地2
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、近年の人口減少、少子高齢化、個人の価値観の多様化の進展による社会情勢の変化に対して、住民、企業、行政の協力を得て、持続的な地域の社会及び自然環境改善活動に関する事業を行い、地域社会の安定と地域活力の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1415号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日

平成25年8月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人いづか障害児者団体協議会

(2) 代表者の氏名

藤延 啓治

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市相田181番地の13

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害児者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1416号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年5月福岡県告示第915号須恵都市計画下水道事業須恵公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

1 施工者の名称

須恵町

2 都市計画事業の種類及び名称

須恵都市計画下水道事業須恵公共下水道

3 事業施行期間

平成2年12月26日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

粕屋郡須恵町大字植木字寺浦、字中野、字内原、字坂本、字草切原、字松浦、字

下小川原、字上小川原、並びに大字旅石字井田、字繁木、並びに大字須恵字上原、字サル田、並びに大字新原字大牟田、字野間、字前田、字仲原、字野間原、字向原、並びに大字上須恵字東原、字天神の木、字高宮、字南米里、字名引、字折口、字小島越、字男島、並びに大字佐谷字榎、字村山、字ヒエハル、字長原、字馬立、字立毛、字相行、字鳴原、字石原、字上の原及び字田床

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1417号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年3月福岡県告示第478号豊前都市計画下水道事業豊前公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

1 施工者の名称

豊前市

2 都市計画事業の種類及び名称

豊前都市計画下水道事業豊前公共下水道

3 事業施行期間

平成2年10月16日から平成27年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第1418号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事

業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営岡垣地区森（上）池土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成25年9月13日から 平成25年10月16日まで	岡垣町役場

福岡県告示第1419号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営岡垣地区東坂池土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成25年9月13日から 平成25年10月16日まで	岡垣町役場

福岡県告示第1420号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営岡垣地区堀地池土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成25年9月13日から 平成25年10月16日まで	岡垣町役場

福岡県告示第1421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	猪国 豊前柳田線 停車場	前	田川郡添田町大字中元寺 2510先から 田川郡添田町大字中元寺 1360番2先まで	5.8 ～ 12.8	175.4
			後	田川郡添田町大字中元寺 2510先から 田川郡添田町大字中元寺 1360番2先まで	10.5 ～ 12.8	

福岡県告示第1422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	久留米 柳川線	前	柳川市金納12番3先から 柳川市金納545番2先ま で	9.8 ～ 15.0	148.0
			前	柳川市金納12番3先から 柳川市金納545番2先ま で	8.0 ～ 12.5	

			後	柳川市金納12番3先から 柳川市金納545番2先ま で	9.8 ～ 15.0	148.0
--	--	--	---	-----------------------------------	------------------	-------

福岡県告示第1423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年9月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米 柳川線	柳川市金納12番3先から 柳川市金納545番2先まで

福岡県告示第1424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	久留米 柳川線	前	柳川市矢加部485番4先 から 柳川市矢加部521番7先 まで	9.4 ～ 33.0	194.0

			後	柳川市矢加部485番4先 から 柳川市矢加部521番7先 まで	9.4 ～ 33.0	194.0
--	--	--	---	--	------------------	-------

福岡県告示第1425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年9月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米 柳川線	柳川市矢加部485番4先から 柳川市矢加部521番7先まで

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、不正行為等に対する監督処分の一基準の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の不正行為等に対する監督処分の一基準の一部改正は、国土交通省が意見公募手続をとった上で改正を行った処分基準と実質的に同一の改正を行うものであり、福岡

県行政手続条例第37条第4項第5号に該当し、その他の改正箇所についても他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であり、同項第8号に規定する軽微な変更
に該当する。

以上の理由から、今改正では同条例第37条第1項に定める意見公募手続を実施しないこととした。

2 施行日

平成25年9月1日

公告

第38期福岡県労働委員会の委員の任期満了に伴い、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、労働組合及び使用者団体に対しそれぞれ次に定めるところにより次期委員の候補者の推薦を求める。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

1 推薦資格を有する労働組合及び使用者団体

(1) 労働者委員候補者の推薦資格を有する労働組合は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。

(2) 使用者委員候補者の推薦資格を有する使用者団体は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主な部分を占めている使用者団体であること。

2 被推薦者の資格

労働組合法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3 提出書類

(1) 労働組合の場合

ア 推薦書 2部

イ 労働者委員候補者調書 2部

ウ 労働組合資格証明書 2部

エ 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部

(2) 使用者団体の場合

ア 推薦書 2部

イ 使用者委員候補者調書 2部

ウ 当該団体の規約、定款又は寄附行為の写し 2部

エ 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部

4 推薦期間

(1) 平成25年9月13日（金）から同年10月15日（火）まで

(2) 推薦書類を持参する場合は、期間中の県の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで提出すること。郵送する場合は、期間内必着のこと。

5 推薦書類の提出先

福岡県福祉労働部労働局労働政策課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「労働政策課」という。）へ提出すること。

6 その他

推薦についての問合せは、労働政策課に行うこと。

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

申請者名	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)	指定番号	指定年月日	指定期間
福岡県知事 小川 洋	起点：嘉穂郡桂川町大字土師3632-3地先 終点：嘉穂郡桂川町大字土師3632-6地先	70.0	6.0	23飯整第364号-3	平成23年6月7日	平成26年6月30日まで

株式会社アスト 代表取締役 岩永 政浩	起点：古賀市花見 東四丁目1972番の 地先 終点：古賀市花見 東四丁目2031番5 の地先	182.4	5.39~6.00	24福整第 179号	平成24年4 月11日	平成24年5 月23日まで
古賀市長 竹 下 司津男	起点：古賀市小竹 字縫ヶ浦1165-3 地先 終点：古賀市小竹 字縫ヶ浦233-1 地先	50.25	6.00~6.47	24福整第 179号-2	平成24年4 月17日	平成25年3 月31日まで
金堂 義隆	春日市上白水六丁 目10-2、30	8.42	8.20~8.21	24那整第 16号-2	平成24年4 月26日	平成24年7 月1日まで
苺田町長 吉 廣 啓子	起点：京都郡苺田 町大字与原字中尾 817-1 終点：京都郡苺田 町大字与原字笠屋 無田1086-1	184.0	16.0	24北整第 8号-1	平成24年4 月26日	平成26年3 月31日まで
福岡県朝倉県 土整備事務所 長	起点：筑前町砥上 794-2 終点：筑前町砥上 795	44.6	10.8~13.0	24那整第 740号-2	平成24年5 月9日	平成26年3 月31日まで
福岡県飯塚県 土整備事務所 長	起点：飯塚市建花 寺492番地の1地 先 終点：飯塚市建花 寺492番地の6地 先	68.0	10.25~ 10.75	24飯整第 388号-2	平成24年5 月10日	平成26年4 月27日まで
福岡県知事 小川 洋	起点：飯塚市鹿毛 馬2323-13地先 終点：飯塚市鹿毛 馬2347-21地先	179.8	8.0~10.0	24飯整第 388号	平成24年5 月14日	平成24年8 月31日まで
須恵町長 中 嶋 裕史	起点：糟屋郡須恵 町大字旅石字宮ノ 下541-3地先 終点：糟屋郡須恵 町大字旅石字宮ノ 下523地先	91.395	5.0	24福整第 179号-3	平成24年5 月28日	平成25年1 月31日まで

須恵町長 中 嶋 裕史	起点：糟屋郡須恵 町大字新原字中ノ 原422番地先 終点：糟屋郡須恵 町大字新原字大牟 田378番1地先	68.71	5.5~6.0	24福整第 179号-4	平成24年5 月28日	平成25年8 月31日まで
白石 良左衛 門	起点：筑紫野市紫 一丁目442番1 終点：筑紫野市紫 一丁目442番1	34.08	6.0	24那整第 16号-3	平成24年5 月28日	平成24年6 月30日まで
福岡県田川県 土整備事務所 長	(1)起点：田川郡添 田町大字添田921 -10地先 終点：田川郡添田 町大字添田880- 2地先 (2)起点：田川郡添 田町大字添田1029 -3地先 終点：田川郡添田 町大字添田1013- 7地先	(1) 360.0 (2) 90.0	(1) 10.8~ 20.7 (2) 12.5~ 33.0	24飯整第 388号-4	平成24年5 月30日	平成26年4 月30日まで
エヌ・ティ・ ティ都市開発 株式会社 代 表取締役社長 三ツ村 正 規	糟屋郡新宮町大字 下府字浜840-405 、840-423、840 -328、840-421 の各一部	343.29	6.0	24福整第 179号-5	平成24年6 月5日	平成24年9 月30日まで
福岡県飯塚県 土整備事務所 長	起点：飯塚市高田 647-1 終点：飯塚市津原 1318-3	730.0	10.0	24飯整第 388号-5	平成24年6 月7日	平成26年3 月31日まで
株式会社亀の 井ホテル 代 表取締役 穴 見 保雄	起点：糸島市浦志 一丁目68番2の地 先 終点：糸島市浦志 一丁目1181番の地 先	58.12	0.62~1.31	24福整第 179号-6	平成24年6 月14日	平成26年6 月14日まで
金堂 義隆	春日市上白水六丁 目10-2、30	8.42	8.20~8.21	24那整第 16号-4	平成24年6 月29日	平成24年7 月25日まで

大刀洗町長 安丸 国勝	起点：三井郡大刀洗町大字下高橋3358番地1地先 終点：三井郡大刀洗町大字下高橋3359番地1地先	75.0	5.0	24久整第1262号	平成24年7月4日	平成24年8月17日まで
株式会社秀建 代表取締役 栗原 秀利	春日市下白水北二丁目89番、90番2	40.52	6.0	24那整第16号-5	平成24年7月11日	平成24年8月31日まで
行橋市長 並 康一	(1)起点：行橋市東大橋六丁目3278-1 終点：行橋市東大橋六丁目3278-1 (2)起点：行橋市東大橋六丁目3304-3 終点：行橋市東大橋六丁目3303-1	(1) 80.779 (2) 51.692	(1) 7.695~7.704 (2) 7.503~7.550	24北整第8号-2	平成24年7月13日	平成25年4月30日まで
太宰府市長 井上 保廣	起点：太宰府市国分五丁目57番1地先 終点：太宰府市国分五丁目47番地先	180.0	7.0	24那整第16号-6	平成24年7月18日	平成26年3月31日まで
大野城市長 井本 宗司	起点：大野城市乙金東一丁目1019番18 終点：大野城市乙金東一丁目1018番24	60.0	16.0	24那整第16号-7	平成24年7月18日	平成26年4月1日まで
株式会社清水 住研 代表取 締役 清水 正樹	起点：福津市宮司四丁目821番4 終点：福津市宮司四丁目821番4	16.0	4.10~4.55	24北整第8号-3	平成24年7月19日	平成25年4月1日まで
九州セキスイ ハイム不動産 株式会社 代 表取締役社長 黒木 和清	起点：糟屋郡粕屋町花ヶ浦一丁目973-1 終点：糟屋郡粕屋町花ヶ浦一丁目511-20	721.0	6.0~8.0	24福整第179号-7	平成24年7月23日	平成25年9月30日まで

福岡県直方県 土整備事務所 長	起点：直方市大字頓野3884番1地先 終点：直方市大字頓野3869番1地先	110.0	16.0~16.4	24飯整第388号-6	平成24年8月8日	平成26年6月30日まで
福岡県福岡県 土整備事務所 長 西田 直 人	(1)起点：糸島市潤三丁目1107番 終点：糸島市潤三丁目112番1 (2)起点：糸島市潤三丁目1149番 終点：糸島市潤三丁目113番6	(1) 19.6 (2) 66.0	(1) 20.0 (2) 18.0~33.1	24福整第179号-8	平成24年8月22日	平成26年8月31日まで
筑紫野市長 藤田 陽三	起点：筑紫野市大字筑紫385-1 終点：筑紫野市大字筑紫347-3	99.7	4.0	24那整第16号-8	平成24年9月4日	平成25年12月31日まで
太宰府市長 井上 保廣	起点：太宰府市五条二丁目2982番地先 終点：太宰府市五条二丁目2983番7地先	70.0	9.0~14.0	24那整第16号-9	平成24年9月4日	平成25年4月1日まで
荒井地所株式 会社 代表取 締役 荒井 三千男	起点：中間市大字垣生宮ノ前909-2の一部 終点：中間市大字垣生宮ノ前909-3の一部	6.51	8.5	24北整第8号-4	平成24年9月13日	平成25年1月30日まで
河鍋 良範	春日市天神山一丁目55番、217番	36.393	5.611~5.753	24那整第16号-10	平成24年9月19日	平成24年10月22日まで
福岡県知事 小川 洋	起点：嘉穂郡桂川町大字土師3632-10地先 終点：嘉穂郡桂川町大字土師3994-11地先	110.0	6.0	24飯整第388号-7	平成24年9月20日	平成26年6月30日まで
大任町長 永 原 譲二	起点：田川郡大任町大字今任原22番地1 終点：田川郡大任町大字今任原23番地	164.46	6.0	24飯整第388号-8	平成24年9月24日	平成25年3月31日まで

大任町長 永原 譲二	起点：田川郡大任町大字今任原10番地3 終点：田川郡大任町大字今任原22番地1	100.4	6.0	24飯整第388号-9	平成24年9月24日	平成25年3月31日まで
福岡県南筑後県土整備事務所長	(1)起点：柳川市三橋町吉開546番1先 終点：柳川市三橋町吉開549番先 (2)起点：柳川市三橋町吉開316番1先 終点：柳川市三橋町吉開330番1先	(1) 70.0 (2) 150.0	(1) 10.5 (2) 10.5	24久整第1262号-2	平成24年9月25日	平成26年9月30日まで
福岡県南筑後県土整備事務所長	(1)起点：大川市大字三丸1014番3先 終点：柳川市間125番3先 (2)起点：柳川市間118番1先 終点：柳川市間127番1先 (3)起点：柳川市間383番1先 終点：柳川市間116番1先	(1) 858.0 (2) 174.0 (3) 76.0	(1) 10.0 (2) 13.0 (3) 13.0	24久整第1262号-3	平成24年9月26日	平成26年3月31日まで
福岡県京築県土整備事務所長	起点：京都郡苅田町大字苅田2879-6 終点：京都郡苅田町大字苅田2885-4	63.0	18.0~24.1	24北整第8号-6	平成24年10月30日	平成26年3月31日まで
那珂川町長 武末 茂喜	起点：那珂川町大字山田字塔ノ原844番1地先 終点：那珂川町大字山田字塔ノ原848番1地先	63.0	6.0	24那整第16号-11	平成24年10月31日	平成25年3月31日まで
福岡県京築県土整備事務所長	起点：豊前市大字久路土187-2 終点：豊前市大字久路土190	100.0	13.0	24北整第8号-5	平成24年11月2日	平成26年9月30日まで

福岡県福岡県土整備事務所長 西田 直人	起点：糸島市二丈田中122番27地先 終点：糸島市神在454番9地先	200.0	9.65~13.33	24福整第179号-9	平成24年11月5日	平成27年3月31日まで
福岡県南筑後県土整備事務所長	起点：みやま市瀬高町本郷742番1先 終点：みやま市瀬高町本郷695番2	280.0	11.0	24久整第1262号-5	平成24年11月21日	平成26年11月20日まで
福岡県福岡県土整備事務所長 西田 直人	起点：糟屋郡粕屋町大字仲原2589-1番 終点：糟屋郡粕屋町大字仲原2594-1番	100.0	25.0	24福整第179号-10	平成24年11月28日	平成26年3月31日まで
福岡県八女県土整備事務所長	起点：筑後市大字新溝17-5 終点：筑後市大字新溝82-3	264.0	5.5~31.4	24久整第1262号-6	平成24年11月28日	平成26年11月27日まで
福岡県南筑後県土整備事務所長	起点：みやま市高田町飯江572番地 終点：みやま市高田町飯江330番1	442.0	10.8~13.4	24久整第1262号-4	平成24年11月29日	平成26年3月31日まで
福岡県朝倉県土整備事務所長	起点：朝倉市来春326-4-2 終点：朝倉市来春308-2-2	160.6	16.0	24那整第740号-3	平成24年12月10日	平成26年12月1日まで
株式会社福遼建設 代表取締役 福留 真治	起点：糟屋郡粕屋町大字長者原字大道端316番2 終点：糟屋郡粕屋町大字長者原字大道端295番2	72.08	6.0	24福整第179号-11	平成24年12月12日	平成24年12月18日まで
福岡県八女県土整備事務所長	起点：八女郡広川町大字新代1862-2先 終点：八女郡広川町大字新代2001-1先	430.0	12.6~37.9	24久整第1262号-7	平成24年12月13日	平成26年3月31日まで

福岡県朝倉県土整備事務所長	起点：朝倉市千手字女石1009-1地先 終点：朝倉市長谷山字夫婦石511地先	92.6	10.20～10.35	24那整第740号-4	平成24年12月19日	平成26年3月25日まで
国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所長	起点：直方市大字頓野字繩手下3884番1 終点：直方市大字頓野字繩手下3883番1	102.0	30.0～49.5	24飯整第388号-10	平成24年12月28日	平成26年3月31日まで
福岡県福岡県土整備事務所長 西田 直人	起点：糟屋郡粕屋町大字仲原2531-1番 終点：糟屋郡粕屋町大字仲原2538-1番	160.0	25.0	24福整第179号-13	平成25年1月8日	平成26年3月31日まで
大任町長 永原 譲二	(1)起点：田川郡大任町大字今任原2893番地1 終点：田川郡大任町大字今任原2706番地2 (2)起点：田川郡大任町大字今任原2891番地5 終点：田川郡大任町大字今任原2709番地 (3)起点：田川郡大任町大字今任原2712番地 終点：田川郡大任町大字今任原2705番地	(1) 273.90 (2) 329.34 (3) 56.83	(1) 6.00～9.00 (2) 6.00～6.46 (3) 6.00	24飯整第388号-11	平成25年1月18日	平成26年2月28日まで
福岡県南筑後県土整備事務所長	起点：柳川市三橋町中山字堀ノ内407番1先 終点：柳川市三橋町中山字西方462番地	100.0	5.0	24久整第1262号-8	平成25年1月22日	平成26年12月19日まで

国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長	(1)起点：みやま市高田町徳島字渡里333番2地先 終点：みやま市高田町徳島字渡里354番1地先 (2)起点：みやま市高田町徳島字渡里1210番1地先 終点：みやま市高田町徳島字渡里321番3地先	(1) 113.0 (2) 47.5	(1) 5.0 (2) 5.0	24久整第1262号-9	平成25年2月4日	平成26年12月31日まで
国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長	(1)起点：みやま市高田町徳島字渡里1210番2地先 終点：みやま市高田町徳島字渡里281番1地先 (2)起点：柳川市大和町中島字南側952地先 終点：柳川市大和町中島字南側997地先	(1) 114.0 (2) 243.2	(1) 15.0 (2) 15.0	24久整第1262号-10	平成25年2月6日	平成27年3月31日まで
株式会社秀建代表取締役栗原 秀利	起点：大野城市大城三丁目140番2の一部 終点：大野城市大城三丁目140番3の一部	51.82	6.0	24那整第16号-12	平成25年2月12日	平成25年3月30日まで
福岡県南筑後県土整備事務所長	(1)起点：みやま市瀬高町下庄1990-1 終点：みやま市瀬高町小川650-7 (2)起点：みやま市瀬高町小川650-5 終点：みやま市瀬高町小川596 (3)起点：みやま市瀬高町小川1149-3	(1) 105.0 (2) 98.0 (3) 83.0 (4) 103.0	(1) 10.5～16.8 (2) 10.1～12.7 (3) 13.0～16.9 (4) 9.7～15.9	24久整第1262号-11	平成25年2月26日	平成27年3月31日まで

	終点：みやま市瀬高町小川1142-6 (4)起点：みやま市瀬高町小川1158-1 終点：みやま市瀬高町小川1150-7					
ディー・アンド・エイチ株式会社 代表取締役 坂口 剛彦	起点：筑紫野市武蔵四丁目194番1 終点：筑紫野市武蔵四丁目194番2	166.41	6.0	24那整第16号-13	平成25年3月4日	平成25年5月30日まで
福岡県南筑後県土整備事務所 所長	(1)起点：大川市大字郷原字水落121番4地先 終点：大川市大字郷原字新添117番15地先 (2)起点：大川市大字郷原字北田290番3地先 終点：大川市大字郷原字北田283番1地先 (3)起点：大川市大字大橋字入道210番4地先 終点：大川市大字大橋字平原282番2地先	(1) 135.0 (2) 110.0 (3) 220.0	(1) 8.0~23.0 (2) 8.0~15.0 (3) 10.0~17.0	24久整第1262号-12	平成25年3月5日	平成27年3月31日まで
大任町長 永原 譲二	(1)起点：田川郡大任町大字大行事2088番地 終点：田川郡大任町大字大行事1810番地22 (2)起点：田川郡大任町大字大行事1820番地 終点：田川郡大任町大字大行事2088番地	(1) 83.00 (2) 175.06	(1) 6.75 (2) 6.00	24飯整第388号-12	平成25年3月7日	平成26年3月31日まで

有限会社さくらい 代表取締役 櫻井 芳人	起点：宗像市田久六丁目197番2の一部 終点：宗像市田久六丁目197番2の一部	24.45	5.6	24北整第8号-7	平成25年3月21日	平成25年9月30日まで
福岡県知事 小川 洋	起点：田川郡糸田町字法鉢3724-1 終点：田川郡糸田町字法鉢3724-12の地先	78.5	8.0	24飯整第388号-13	平成25年3月22日	平成26年10月31日まで
那珂川町長 武末 茂喜	起点：那珂川町大字山田字塔ノ原844番1地先 終点：那珂川町大字山田字塔ノ原848番1地先	63.0	6.0	24那整第16号-14	平成25年3月28日	平成25年5月31日まで
株式会社秀建 代表取締役 栗原 秀利	起点：大野城市大城三丁目140番2の一部 終点：大野城市大城三丁目140番3の一部	51.82	6.0	24那整第16号-15	平成25年3月29日	平成25年4月30日まで

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

申請者名	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)	指定番号	指定年月日
協同建設株式会社 代表取締役 松岡 雷蔵	飯塚市楽市字八反畠362番12、363番5	29.30	6.02~6.03	24飯整第52号	平成24年4月3日

大石 重則	八女市室岡字吉泉473-13	24.25	4.00	24久整第61号	平成24年4月6日
フジホーム株式会社 代表取締役 大藤 秀夫	筑後市大字長浜字八ノ久保526番4、526番5、526番7、527番4、531番3、531番5、533番1、533番2	49.42	4.50	24久整第61号-2	平成24年4月17日
株式会社豊栄 代表取締役 安永 修吉	嘉麻市口春字伏ヶ浦754番4	60.89	6.00	24飯整第52号-2	平成24年4月20日
原 重歳	八女市平田字後ノ江550番4	31.30	6.10	24久整第61号-3	平成24年4月26日
株式会社川崎ハウジング 代表取締役 若林 和彦	八女市蒲原字蒲原町58番1	20.89	5.00~5.01	24久整第61号-4	平成24年5月8日
大和企画株式会社 代表取締役 田中 正宏	八女市立花町原島字桑原711-1、711-3、712-7、713-3及び水路の一部	76.55	5.00~5.13	24久整第61号-5	平成24年5月24日
株式会社サンエイ 代表取締役 村上 英明	行橋市大字上津熊字柳234番7、235番9、235番10	49.30	6.00~10.00	24北整第4号-1	平成24年5月25日
山田 博行	糟屋郡粕屋町花ヶ浦三丁目724-3、735-10、里道の一部	25.11	5.00	24福整第875号-2	平成24年6月6日
ワウハウス九州株式会社 代表取締役 濱田 政春	八女市本村字溝狭間635-4及び道の一部	91.96	6.00	24久整第61号-7	平成24年6月7日
株式会社不動産ショップROOM 代表取締役 平島 秀一	筑後市大字熊野字池尻734番4、735番5、735番14、里道の一部、水路の一部	104.58	6.00~6.50	24久整第61号-9	平成24年6月15日

横溝 昌子	筑後市大字長浜字下宿道2348番5、字南宿道2362番5、2362番7、2362番8、2360番3、水路の一部	22.56	6.01	24久整第61号-6	平成24年6月20日
株式会社石橋工業 代表取締役 水室 國光	筑後市大字下北島字内島田244番1、243番2、水路の一部	25.29	5.00	24久整第61号-8	平成24年6月20日
井本 孝	朝倉市甘木字千木261番1、261番4	66.50	6.00	24那整第1782号	平成24年6月20日
株式会社オーゾーオー 代表取締役 小河 健六	筑紫郡那珂川町松木四丁目411-10	20.33	5.00	24那整第14号-2	平成24年6月22日
株式会社アーネストワン 代表取締役 西河 洋一	直方市大字感田2219番1、2219番2	36.09	4.00	24飯整第52号-3	平成24年6月28日
株式会社ニッコウグリーン 代表取締役 野田 雅巳	行橋市南大橋一丁目1286番11、1286番12	54.84	6.00	24北整第4号-2	平成24年7月3日
株式会社コスモス 代表取締役 小川 正	飯塚市椿字河原田153-1、153-3	36.10	6.00	24飯整第52号-4	平成24年7月4日
株式会社福岡トラスト 代表取締役 入江 幸義	糟屋郡須恵町大字上須恵字熊本754-1	26.19	6.00	24福整第875号	平成24年7月9日
株式会社アスト 代表取締役 岩永 政浩	福津市宮司一丁目575番2、575番3	46.45	4.00~4.55	24北整第4号-3	平成24年7月9日
株式会社アーネストワン 代表取締役 西河 洋一	筑後市大字上北島字狐塚1067番9	32.00	6.01	24久整第61号-10	平成24年7月13日

株式会社福岡技建工業 代表取締役 迫野 譲二	糟屋郡志免町別府西二丁目839番5、839番18	46.90	4.35	24福整第875号-3	平成24年7月23日
有限会社大樹建設 代表取締役 手嶋 龍郎	糟屋郡須恵町大字植木字下小川原657番1、708番3の一部	67.93	6.00	24福整第875号-4	平成24年8月1日
株式会社山公地産 代表取締役 山本 正彦	直方市大字感田2111番2、2111番4、2112番4	46.68	4.14~4.70	24飯整第52号-5	平成24年8月6日
株式会社福遼建設 代表取締役 福留 真治	糟屋郡粕屋町仲原二丁目2102番1、2102番14	34.71	4.54	24福整第875号-5	平成24年8月20日
東宝ホーム株式会社 代表取締役 渡部 通	飯塚市平恒字彼岸田263番108	42.67	6.00	24飯整第52号-6	平成24年8月21日
新日本ホームズ株式会社 代表取締役 舟木 和博	太宰府市都府楼南二丁目559-6、559-9、1555-2の一部	37.55	6.00	24那整第14号-3	平成24年8月23日
大村 勝美	飯塚市太郎丸字本村375-1、375-2	31.12	6.00	24飯整第52号-7	平成24年9月4日
久保山建設有限会社 代表取締役 久保 山 武	朝倉郡筑前町朝園字下原1941番2、1946番1	58.61	6.16~6.18	24那整第1782号-2	平成24年9月25日
株式会社T&Tコーポレーション 代表取締役 立野 文敏	直方市大字植木2214番14	51.75	6.00	24飯整第52号-8	平成24年9月28日
有限会社明德工業 代表取締役 出口 明	福津市津屋崎東堅川2152番2	41.91	6.00	24北整第4号-4	平成24年10月9日

島 克子	田川郡川崎町大字田原2305-5、2306-3、2307-4	98.80	6.00	24飯整第52号-9	平成24年10月12日
安達建設株式会社 代表取締役 安達 輝史	筑後市大字熊野字塚根1668-4、1669-6、道路の一部	143.23	4.04~6.20	24久整第61号-11	平成24年10月15日
小石原 伸夫	糟屋郡篠栗町大字尾仲384-9、384-4	37.85	4.00	24福整第875号-6	平成24年10月17日
有限会社行橋豊栄不動産 代表取締役 夕田 英弘	築上郡築上町大字西八田92番4、93番4、96番9、96番4、96番10、96番11、97番4、97番6	97.48	6.02~6.03	24北整第4号-5	平成24年10月19日
株式会社イエス1 代表取締役 青木 妙子	糟屋郡須恵町大字上須恵字天神ノ木833番9	24.68	6.00~10.24	24福整第875号-7	平成24年10月23日
有限会社鬼丸住宅産業 代表取締役 鬼丸 藤男	田川市大字伊田3590-2、3590-3、3590-28、3591-1	82.39	6.00~6.70	24飯整第52号-10	平成24年10月30日
株式会社アーネストワン 代表取締役 西河 洋一	遠賀郡水巻町頃末南三丁目379番3	42.63	4.19	24北整第4号-7	平成24年11月26日
古賀 博恵	大川市大字榎津字水落58番5、59番13	34.87	4.50	24久整第61号-13	平成24年11月29日
山田 隆文	柳川市三橋町柳河字中島15番9	34.90	4.01	24久整第61号-12	平成24年11月30日
平原 一成	鞍手郡鞍手町大字中山字櫛崎2354-18、2354-20、2354-21、2354-22、2354-24、2364-13	39.15	4.40~4.66	24飯整第52号-11	平成24年12月14日

小中不動産 代表者 小中 一弘	豊前市大字吉木里 道5031の一部、 396-1、396-13	45.20	6.00	24北整第4号- 8	平成24年12月25日
有限会社ドラ ミッツ 代表 取締役 高尾 謙一	みやま市瀬高町下 庄字上町1279番1	27.89	6.01~ 10.03	24久整第61号	平成24年12月27日
フジホーム株 式会社 代表 取締役 大藤 秀夫	八女市大島字平井 手234番1	29.81	4.50	24久整第61号- 15	平成24年12月27日
株式会社野田 組 代表取締 役 野田 忠 信	飯塚市小正字水落 402-12、402-13 、1166の一部	62.10	6.02	24飯整第52号- 12	平成25年1月7日
株式会社ライ ブワン 代表 取締役 久保 憲一	朝倉市頓田字立野 85番3	70.04	6.00~6.10	24那整第1782号 -3	平成25年1月9日
株式会社駅前 不動産買取パ ンク 代表取 締役 田中 義之	筑後市大字羽犬塚 字屋舗ノ二659番 2	74.25	6.00~6.18	24久整第61号- 16	平成25年1月21日
株式会社総合 住建 代表取 締役 山崎 祥生	糸島市潤四丁目 533番2、533番3 、537番6	45.30	4.03~4.08	24福整第875号- 8	平成25年2月4日
中村 征一	筑後市大字蔵数字 長原山306番11、 306番12、306番15 、306番19、306番 21、307番6	26.61	4.12	24久整第61号- 17	平成25年2月8日
第一ホーム株 式会社 代表 取締役 志垣 真澄	福津市宮司二丁目 659番1	37.27	6.00	24北整第4号- 9	平成25年2月14日

ネクストアセ ットマネー メント株式会 社 代表取締 役 三上 朋 昭	嘉穂郡桂川町大字 寿命字鶴田224- 5	31.012	5.00	24飯整第52号- 13	平成25年2月14日
小見 真寿美	行橋市大字金屋字 香山405番2	73.58	6.01~6.60	24北整第4号- 10	平成25年2月14日
鶴 哲信	筑後市大字前津字 鯉ノ谷1655-26、 1655-25、1655- 22	32.63	6.16	24久整第61号- 18	平成25年2月15日
京都開発有限 会社 代表取 締役 宮田 將英	行橋市南大橋六丁 目671番4	64.39	6.00~6.47	24北整第4号- 11	平成25年2月27日
トータテ都市 開発株式会社 代表取締役 川西 祐二	大野城市川久保一 丁目6番8	18.76	4.00	24那整第14号- 4	平成25年2月28日
田中 秀保	八女郡広川町大字 新代字北中ノ馬場 1652番5、1656番 3、1656番5	22.53	4.02~4.20	24久整第61号- 19	平成25年3月4日
株式会社桶島 建設 代表取 締役 香川 晃	朝倉郡筑前町東小 田字昭和3352番2	52.86	6.00	24那整第1782号 -4	平成25年3月13日
株式会社暖家 代表取締役 菊池 隆司	行橋市大字今井字 文久3145番1、 3145番11、3145番 13、3145番8の一 部、3145番10の一 部	49.68	6.00	24北整第4号- 12	平成25年3月15日

公告

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）第22条第2項の規定により公告する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

申請種別	申請者名	道路の位置	道路の延長(m)	承認番号	承認年月日
全部廃止	古賀市長 竹下 司津男	古賀市日吉二丁目1351-3、1351-4、1351-6、1351-1	67.8	24福整第1056号	平成24年6月8日
一部廃止	宇美町長 安川 博	糟屋郡宇美町桜原三丁目2994番2の一部	65.6	24福整第1056号-3	平成24年6月16日
全部廃止	新宮町緑ヶ浜土地地区画整理組合 理事長 下瀬 博貴	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目1301-8、1309-9、1310-11	51.73	24福整第1056号-2	平成24年6月19日
全部廃止	増田 吉弘	大川市大字三丸字西佛園463-7、463-8、464-4、464-7、464-8、464-9、464-17、464-18、464-19、464-20、464-33、480-4	142.36	24久整第62号	平成24年10月16日
一部廃止	有限会社行橋豊栄不動産代表取締役 夕田 英弘	行橋市北泉三丁目1475番8、1475番10	53.29	24北整第4号-6	平成24年10月23日
一部廃止	柳川市長 金子 健次	柳川市上宮永町字西本田101-10の一部、101-11の一部	16.0	24久整第62号-2	平成25年1月22日
全部廃止	木原 真知子	八女郡広川町大字藤田字天神浦ノ一909番1の一部	28.2	24久整第62号-3	平成25年2月28日

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次のように公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定したので、同条第6項の規定により公告する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

認定申請者氏名	公告対象区域	認定番号	認定年月日	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
春日市長 井上澄和	春日市弥生一丁目1番	24那整第1号-7	平成24年10月16日	福岡県那珂県土整備事務所
福岡県建築都市部県営住宅課長	古賀市千鳥三丁目1637番11、13、14、15	第3号	平成25年3月11日	福岡県福岡県土整備事務所

公告

福岡県文化賞表彰規程（平成5年8月福岡県告示第1254号の2）第4条の規定に基づき、平成25年度福岡県文化賞被表彰者を次のとおり決定したので、同告示第5条第2項の規定により公表する。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

部 門	被 表 彰 者
創造部門	ピアニスト 占部由美子
社会部門	特定非営利活動法人ロシナンテス理事長 川原尚行
奨励部門	精華女子高等学校吹奏楽部

公告

福岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則案について、平成25年6月28日から平成25年7月29日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成25年9月13日に公布しました。

平成25年9月13日

福岡県知事 小川 洋

問合わせ先

環境部自然環境課環境影響審査係

電話：092-643-3368

メールアドレス：shizen@pref.fukuoka.lg.jp

公安委員会

福岡県公安委員会告示第219号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成25年9月13日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成25年10月23日（水）から同年10月30日（水）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成25年10月28日（月）から同年10月30日（水）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
42名
- (2) 追加取得講習
6名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以

下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成25年10月2日(水)から同年10月4日(金)までの午前9時00分から午後5時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号)1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書等」という。)及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書(1級)の写し

c ウに該当する者

合格証明書(2級)の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する場合は、原則として受講希望者本人が、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内(県の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて

受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

- (2) 講習に関する問合せは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第223号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号

イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成25年9月13日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所	審査種別
平成25年10月15日（火） 午前9時から午後3時まで	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル 福岡県指定自動車 学校協会	
平成25年10月16日（水） 午前9時から午後5時まで	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番24号 天神第二ビル 福岡県指定自動車 学校協会	
平成25年10月21日（月） 午前9時から午後5時まで	技 能	八女市平田388 八女中央自動車学校	大型・中型 大特・牽引 大型二種 中型二種
平成25年10月22日（火） 午前9時から午後5時まで	技 能	福岡市東区下原5丁目884 福岡市自動車学校	普 通 普 通 二 種 大 自 二 普 自 二

4 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）を複写したもの及び審査手数料を添えて、福岡県警察本部交通部運転免許試験課へ提出すること。

審査に係る免許の種類	手数料の額
大型免許及び中型免許	15,000 円
普通免許	11,800 円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	9,450 円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,850 円

- イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。
- ウ 審査申請書の用紙は福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。
郵便により審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
- エ 審査手数料は福岡県領収証紙により納入すること。
なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。
- オ 審査申請書を郵送する場合は、必ず郵便書留によること。
- (2) 受付期間
- ア 審査申請の受付期間は、公示の日から同年10月7日（月曜日）までの（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分までとする。
- イ 郵送による審査申請は、公示の日から同年10月7日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 5 その他
- (1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。
- (2) 審査を受ける場合は自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (3) 審査に合格した者に対しては教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。

- (5) 審査手続、審査手数料及びその他の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811-1392
所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号
電話番号 092-566-2892

海区漁業調整委員会

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第93号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるアサリ資源の保護及び乱獲を防止するため、次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

平成25年9月13日

福岡県有明海区漁業調整委員会
会長 内場 澄夫

- 採捕の制限（じょれん及びふるいの目合の制限）
 - アサリを採捕するじょれんの縦目の目合は、内のり1.2センチメートル（3分9厘）以下のものを使用してはならない。
 - アサリを選別するふるいの縦目の目合は、内のり1.2センチメートル（3分9厘）以下のものを使用してはならない。
- 指示の適用海域
福岡県有明海区海面
- 制限の時期
周年
- 指示の有効期間
平成25年10月1日から平成28年9月30日まで